

「平成 20 年度国民経済計算確報」利用上の注意

1. 現行の国民経済計算は、平成 5（1993）年に国連が勧告した国際基準（93 SNA）に基づいて推計を行っている。
2. 国民経済計算は、最新年（度）の数値を「確報」として公表するとともに、前年から新たに利用可能となった基礎統計を反映させるため、更に 1 年遡って再推計を行い、「確々報」として公表している。「平成 20 年度国民経済計算」については、平成 20 年（度）計数（確報値）及び平成 19 年（度）計数（確々報値）の推計を行っている。
3. 主な推計方法等の見直し
「平成 20 年度国民経済計算」においては、利用可能な基礎統計を反映させることに加え、下記のとおり推計方法の一部見直し等を行った。
 - (1) 「リース取引に関する会計基準」（平成 19 年 3 月改正）への対応について
民間非金融法人企業の設備投資の推計には、「四半期別法人企業統計調査」を基礎統計として利用しているが、平成 19 年 3 月に改正された「リース取引に関する会計基準」の適用が、同調査の結果に影響したと考えられるため、これを調整した上で推計に用いた。
 - (2) 全国健康保険協会の設立による表章区分の変更について
平成 20 年 10 月に全国健康保険協会が設立され、政府管掌健康保険の運営が同協会に変更されたことに伴い、「一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」及び「社会保障負担の明細表」の表章区分を、以下のとおり変更した。
 - ・政府管掌健康保険：従来どおりの部門に含まれている。
「一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」
 - …… 1. 社会保障給付（1）特別会計 a. 年金（除児童手当）（a）健康保険
 - 「社会保障負担の明細表」
 - …… 1. 特別会計（1）年金（除児童手当） a. 健康保険
 - ・全国健康保険協会管掌健康保険：新たに表章を追加した。